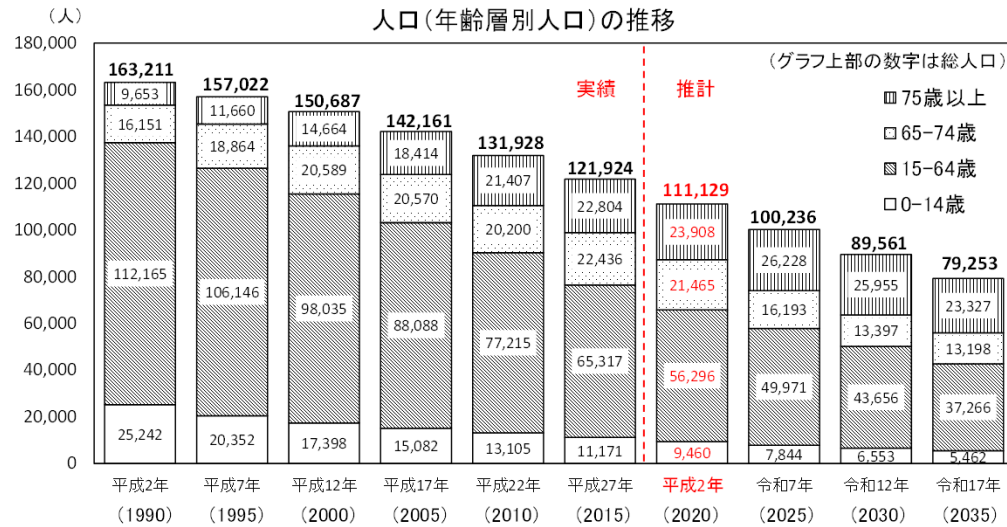


## 第7次小樽市総合計画（基本構想）改訂案（新旧対照表）

現行基本構想	改訂案	改訂内容	所管分科会
<p>I 基本構想について （前略） この基本構想の期間は、令和元（2019）年度から令和10（2028）年度までの10年間とします。</p>	<p>I 基本構想について （前略） この基本構想の期間は、令和元（2019）年度から令和10（2028）年度までの10年間ですが、<u>本計画の策定後に生じた社会変革の動きに対応するため、令和5年度に基本構想の見直しを行いました。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の見直しについての説明を追加</li> </ul>	総論分科会
<p>II まちづくりの展望 01 まちづくりの基本的な考え方 （前略） そして、市制施行100年という大きな節目を越えて、先人たちから受け継いだこのすばらしいまちを、人口減少<u>などの社会経済情勢の変化</u>に<u>しなやかに</u>適応して、次の世代へ責任をもって引き継げるよう、持続可能な発展を図ります。 （後略） 02 将来都市像（略） 03 将来人口 （前略） <u>一方、高齢者人口（65歳以上）は、横ばいから減少に転じる見通しですが、総人口に占める高齢者人口の割合は相対的に上昇を続け、本計画期間中に40%を超える見通しです。</u> 中でも、令和7（2025）年には団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となることから、本計画期間中に後期高齢者数はピークを迎え、総人口に占める割合も<u>約4人に1人となる見通し</u>です。 （後略）  〔「人口（年齢階層別人口）の推移」のグラフ及び表 ※次頁のとおり〕</p>	<p>II まちづくりの展望 01 まちづくりの基本的な考え方 （前略） そして、市制施行100年という大きな節目を越えて、先人たちから受け継いだこのすばらしいまちを、人口減少<u>や急速に進展するデジタル技術の活用などがもたらす社会経済情勢の変化</u>に<u>しなやかに</u>適応して、次の世代へ責任をもって引き継げるよう、持続可能な発展を図ります。 （後略） 02 将来都市像（略） 03 将来人口 （前略） <u>また、高齢者人口（65歳以上）も今後は減少が続く見通しですが、一方で、総人口に占める高齢者人口の割合は、本計画期間中、相対的に上昇を続けると予想されます。</u> 中でも、令和7（2025）年には団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となることから、本計画期間中に後期高齢者数はピークを迎え、総人口に占める割合も<u>4人に1人を超える見通し</u>です。 （後略）  〔「人口（年齢階層別人口）の推移」のグラフ及び表 ※次頁のとおり〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル技術の活用について追加及び文言整理</li> <li>現在の人口状況に合わせた時点更新</li> <li>直近公表状況に合わせた時点更新</li> </ul>	総論分科会

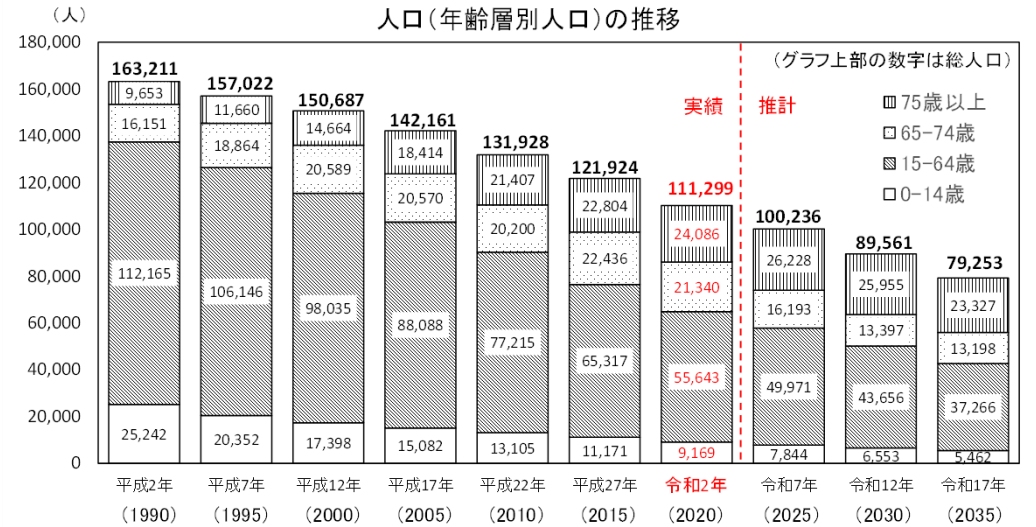
現行基本構想



年齢別割合 (%)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)
0~14歳	9.9	9.2	8.5	7.8	7.3	6.9
15~64歳	58.5	53.7	50.7	49.9	48.7	47.0
65歳以上	31.5	37.2	40.8	42.3	44.0	46.1
うち、65~74歳	15.3	18.4	19.3	16.1	15.0	16.7
うち、75歳以上	16.2	18.7	21.5	26.2	29.0	29.4

※平成2~27年の人口は、国勢調査結果によるもの。総人口には年齢不詳を含むため、合計とは一致しない。  
 また、年齢別割合(%)は、総人口から年齢不詳を差し引いた数値で算出している。  
 令和2年以降は、国立社会保障・人口問題研究所による推計(平成30年3月推計)によるもの。

改訂案



年齢別割合 (%)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)
0~14歳	9.9	9.2	8.3	7.8	7.3	6.9
15~64歳	58.5	53.7	50.5	49.9	48.7	47.0
65歳以上	31.5	37.2	41.2	42.3	44.0	46.1
うち、65~74歳	15.3	18.4	19.4	16.1	15.0	16.7
うち、75歳以上	16.2	18.7	21.8	26.2	29.0	29.4

※平成2~令和2年の人口は、国勢調査結果によるもの。総人口には年齢不詳を含むため、合計とは一致しない。  
 また、年齢別割合(%)は、総人口から年齢不詳を差し引いた数値で算出している。  
 令和7年以降は、国立社会保障・人口問題研究所による推計(平成30年3月推計)によるもの。

現行基本構想	改訂案	改訂内容	所管分科会
<p>Ⅲ 計画の体系 (略)</p>	<p>Ⅲ 計画の体系 (略)</p>		総論分科会
<p>Ⅳ 人口減少・少子高齢化への対応</p> <p>01 人口減少への挑戦 ～<u>住みたい、訪れたいまちづくり</u>～</p> <p>長らく続く少子化と<u>転出超過を改善し</u>、人口減少を抑制するため、<u>子育て世代に優しく</u>、誰もが安心して快適に暮らせる、<u>住んでみたい</u>・住み続けたいと思えるまちを目指します。</p> <p>また、交流人口が<u>もたらす経済効果</u>でまちの活力を高めるため、何度も訪れたいと思える魅力的なまちを目指します。</p> <p>このため、子育て支援や教育の充実など、子育て世代が魅力と安心を感じられる環境づくりや未来の小樽を支える人づくりを行うとともに、企業誘致や地場産業の振興などに<u>より安定した働く場を確保する</u>ほか、住環境や生活利便性の向上と積極的な情報発信に努めることにより、出生率の向上と、若い世代・子育て世代を中心に幅広い世代の移住・定住の促進を図ります。</p> <p>また、豊かな自然環境や歴史的景観などの本市の多彩な資源を生かして、まちの魅力を高め、国内外にその魅力を効果的に発信することにより、より多くの人を<u>呼び込み、交流する</u>まちづくりを進めます。</p> <p>02 将来人口への適応 ～時代にあったまちづくり～</p> <p>少子化対策の効果が現れても、本市の人口は高年齢層が多く低年齢層が少ないことから、<u>長期間にわたり高齢化と自然減が続く見通しです。また、全国の人口が減少に転じた中で、より大きな都市圏へ人口が集中する傾向が続いていることから、社会減の解消も容易なことではありません。</u></p> <p>このことから、人口減少の抑制を図る一方で、<u>人口減少と高齢化が当面続くことは避けられないものと受け止め</u>、将来の人口規模や人口構造にしっかりと適応し、安心して快適に住み続けられるまちを目指します。</p> <p>このため、高齢化に対応する、健康で生涯活躍できる環境づくりや地域の支え合いの仕組みづくりなど、住み慣れた地域で暮らし続けられる環境整備に努めます。</p> <p>また、人口減少下においても安心・快適な暮らしを持続できるよう、中心拠点と複数の地域拠点を都市機能が集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効率的なまちづくりを目指す<u>すとともに</u>、近隣市町村と連携して安定的な住民サービスの提供に努めます。</p>	<p>Ⅳ 人口減少・少子高齢化への対応</p> <p>01 人口減少への挑戦 ～<u>選ばれるまちづくり</u>～</p> <p>長らく続く少子化を改善し、<u>社会減に歯止めをかけ</u>、人口減少の抑制につながるため、<u>若い世代が仕事や子育てにおいて将来に向けた展望を持つことができ</u>、誰もが安心して快適に暮らせる、<u>ここで働きたい</u>・住み続けたいと思えるまちを目指します。</p> <p>また、交流人口・<u>関係人口や新たな事業活動を呼び込むこと</u>で、<u>経済効果とまちの活力向上を図る</u>ため、何度も訪れたい・<u>応援したい</u>・<u>投資したい</u>と思える魅力的なまちを目指します。</p> <p>このため、子育て支援や教育の充実など、子育て世代が魅力と安心を感じられる環境づくりや未来の小樽を支える人づくりを行うとともに、企業誘致や地場産業の振興などに<u>よる安定した働く場の確保や、起業・創業支援などを通じた地域経済の活性化を推し進める</u>ほか、住環境や生活利便性の向上と積極的な情報発信に努めることにより、出生率の向上と、若い世代・子育て世代を中心に幅広い世代の移住・定住の促進を図ります。</p> <p>また、豊かな自然環境や歴史的景観、<u>港</u>などの本市の多彩な資源を生かして、まちの魅力を高め、国内外にその魅力を効果的に発信することにより、より多くの人を<u>呼び込むとともに、本市のまちづくりに関わる人や企業の拡大を図り、選ばれる</u>まちづくりを進めます。</p> <p>02 将来人口への適応 ～時代にあったまちづくり～</p> <p>少子化対策や<u>社会減の解消策</u>の効果が現れても、本市の人口は高年齢層が多く低年齢層が少ないことから、<u>当面の間、出生数は減少し、人口減少と高齢化が続く見通しです。</u></p> <p>このことから、人口減少の抑制を図る一方で、将来の人口規模や人口構造にしっかりと適応し、安心して快適に住み続けられるまちを目指します。</p> <p>このため、高齢化に対応する、健康で生涯活躍できる環境づくりや地域の支え合いの仕組みづくりなど、住み慣れた地域で暮らし続けられる環境整備に努めます。</p> <p>また、人口減少下においても安心・快適な暮らしを持続できるよう、中心拠点と複数の地域拠点を都市機能が集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効率的なまちづくりを目指<u>します。</u></p> <p><u>さらに、デジタル技術や民間の力を活用するとともに</u>、近隣市町村と連携して、<u>効率的な行政運営と安定的かつ良質</u>な住民サービスの提供に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会減対策に関する記載内容を充実化</li> <li>・関係人口や投資、起業・創業支援について追加</li> <li>・居住や訪問だけでなく、起業や投資等においても選ばれるまちづくりを進める趣旨で文言を整理</li> <li>・本市の魅力ある資源の1つである「港」について追加</li> <li>・社会減対策の重視を踏まえて文言を整理</li> <li>・デジタル技術や民間の力の活用について追加</li> </ul>	<p>総論分科会</p>

現行基本構想	改訂案	改訂内容	所管分科会
<p>V まちづくり 6つのテーマ</p> <p>テーマ1 安心して子どもを産み育てることのできるまち（子ども・子育て）（略）</p>	<p>V まちづくり 6つのテーマ</p> <p>テーマ1 安心して子どもを産み育てることのできるまち（子ども・子育て）（略）</p>		<p>人・暮らし・都市分科会</p>
<p>テーマ2 誰もがいきいきと健やかに暮らせるまち（市民福祉）</p> <p>施策1～2（略）</p> <p>施策3 障がい者福祉（前略）</p> <p>また、障がいのある人（障がい児・者）も地域で安心して暮らすため、障がいへの理解を深めて社会的障壁を取り除くとともに、障がいのある人が自己の能力を最大限に発揮できるよう、差別解消や虐待の防止など権利擁護の推進に努めます。</p> <p>施策4 保健衛生（前略）</p> <p>このため、乳幼児から高齢者まで市民一人ひとりが生き生きとした生活が送れるよう、ライフステージに応じた市民の健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を目指すとともに、「生きるを支え合う」まちづくりに努めます。</p> <p>また、感染症予防と食の安全を確保するための情報発信や、健康危機管理体制の充実など、安全な生活環境づくりに努めます。</p> <p>施策5（略）</p> <p>施策6 男女共同参画社会（前略）</p> <p>このため、根強く残る性別役割分担意識の解消や男女平等の意識啓発への取組を進めるとともに、あらゆる分野において誰もが対等に参画でき、多様な生き方を実現・選択できる社会づくりに向けた取組を進めます。</p>	<p>テーマ2 誰もがいきいきと健やかに暮らせるまち（市民福祉）</p> <p>施策1～2（略）</p> <p>施策3 障がい者福祉（前略）</p> <p>また、障がいのある人（障がい児・者）も地域で安心して暮らすため、障がいへの理解を深めて社会的障壁を取り除くとともに、障がいのある人が自己の能力を最大限に発揮できるよう、<u>情報の取得利用・意思疎通の円滑化</u>、差別解消や虐待の防止など権利擁護の推進に努めます。</p> <p>施策4 保健衛生（前略）</p> <p>このため、乳幼児から高齢者まで市民一人ひとりが生き生きとした生活が送れるよう、ライフステージに応じた市民の健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を目指すとともに、<u>自殺対策の推進により、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けた</u>「生きるを支え合う」まちづくりに努めます。</p> <p>また、<u>新型コロナウイルス感染症対策での経験を踏まえ</u>、感染症予防と食の安全を確保するための情報発信や、健康危機管理体制の充実など、安全な生活環境づくりに努めます。</p> <p>施策5（略）</p> <p>施策6 男女共同参画社会（前略）</p> <p>このため、根強く残る性別役割分担意識の解消のほかに、男女平等の意識啓発や<u>多様な性の尊重</u>への取組など、あらゆる分野において誰もが対等に参画でき、多様な生き方を実現・選択できる社会づくりに向けた取組を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいの情報取得利用等について追加</li> <li>・自殺対策について追加</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対応での経験を今後の業務に生かすことを追加</li> <li>・多様な性の尊重について追加</li> </ul>	<p>人・暮らし・都市分科会</p>

現行基本構想	改訂案	改訂内容	所管分科会
<p>テーマ3 強みを生かした産業振興によるにぎわいのまち（産業振興）</p> <p>施策1～2（略）</p> <p>施策3 商業 （前略）</p> <p>このため、商品・サービスの提供に加え、地域に根ざしたコミュニティの場としての魅力づくりや、買い物の利便性、地域貢献活動など、それぞれが持つ機能と役割を發揮し、世代ごとの消費者ニーズを捉えた商業環境づくりに対する支援、商品の安定供給、地域需要に関する情報提供や掘り起こしなど流通機能の効率化に対する支援に努めるとともに、小樽市中小企業振興基本条例の理念に基づき事業者の人材育成や経営基盤の強化を図ります。</p> <p>また、<u>地域に密着した商店街や市場等の後継者不足については、創業・起業支援や空き店舗の活用などの支援に努めるとともに、関係機関と連携し事業承継を促進します。</u></p> <p>施策4～5（略）</p> <p>施策6 港湾 （前略）</p> <p>また、<u>クルーズ客船</u>の寄港促進を図るとともに、物流機能と調和を図りながら、歴史や文化、水辺を生かした観光・交流空間の形成に努めます。</p> <p>（後略）</p> <p>施策7（略）</p>	<p>テーマ3 強みを生かした産業振興によるにぎわいのまち（産業振興）</p> <p>施策1～2（略）</p> <p>施策3 商業 （前略）</p> <p>このため、商品・サービスの提供に加え、地域に根ざしたコミュニティの場としての魅力づくりや、買い物の利便性、地域貢献活動など、それぞれが持つ機能と役割を發揮し、世代ごとの消費者ニーズを捉えた商業環境づくりに対する支援、商品の安定供給、地域需要に関する情報提供や掘り起こしなど流通機能の効率化に対する支援に努めるとともに、小樽市中小企業振興基本条例の理念に基づき、<u>事業者の人材育成や経営基盤の強化を図ります。</u></p> <p>また、<u>関係機関と連携して事業承継を促進するとともに、起業・創業支援や空き店舗の活用などの支援策を推進し、商店街や市場等のにぎわいづくりに努めます。</u></p> <p>施策4～5（略）</p> <p>施策6 港湾 （前略）</p> <p>また、<u>クルーズ船</u>の寄港促進を図るとともに、物流機能と調和を図りながら、歴史や文化、水辺を生かした観光・交流空間の形成に努めます。</p> <p>（後略）</p> <p>施策7（略）</p>	<p>・字句修正</p> <p>・事業承継促進と起業・創業等の支援策の記載を分けた上で文言を整理</p> <p>・字句修正</p>	<p>産業振興・環境分科会</p>

現行基本構想	改訂案	改訂内容	所管分科会
<p>テーマ4 生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち（生活基盤）            施策1～5（略）            施策6 交通（前略）            このため、<u>地域の特性にふさわしい</u>、将来にわたって持続可能な<u>地域公共交通網形成の実現に向けて取組を進めます</u>。            （後略）</p> <p>施策7 防災・危機管理            地震や津波などの災害から市民の生命と財産を守るため、災害に強いまちづくりを目指します。            このため、土砂災害などの防止や、<u>建築物の耐震化の促進を図るとともに</u>、防災・災害情報の収集・伝達手段の整備や、<u>市民や防災関係機関などとの協力体制の充実のほか</u>、<u>行政が被災した場合に業務を継続するための計画策定</u>など、災害発生時の応急活動体制の強化に努めます。            （後略）</p> <p>施策8 消防（前略）            このため、消防体制の充実をはじめ、地域の安全を担う消防団の強化や<u>市民防災組織と連携し</u>、<u>近隣消防本部との連携の下</u>、大規模災害等に即応できる総合的な消防力の強化を図るとともに、防火安全対策の推進と防火意識の啓発や情報発信に努め、火災予防に取り組みます。</p> <p>施策9 生活安全（略）</p>	<p>テーマ4 生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち（生活基盤）            施策1～5（略）            施策6 交通（前略）            このため、<u>公共交通を取り巻く環境の変化に対応しながら、新たな交通体系や輸送手段の導入などを含め</u>、将来にわたって持続可能な<u>地域公共交通の確保に努めます</u>。            （後略）</p> <p>施策7 防災・危機管理            地震や津波、<u>豪雨などによる</u>災害から市民の生命と財産を守るため、災害に強いまちづくりを目指します。            このため、土砂災害などの防止や建築物の耐震化の促進を図るとともに、防災・災害情報の収集・伝達手段の整備、<u>市民や事業者、防災関係機関などとの協力体制の充実のほか</u>、<u>防災に関する各種計画等の継続的な更新</u>など、災害発生時の応急活動体制の強化に努めます。            （後略）</p> <p>施策8 消防（前略）            このため、消防体制の充実をはじめ、地域の安全を担う消防団の強化や近隣消防本部との連携により、大規模災害等に即応できる総合的な消防力の強化を図るとともに、<u>市民防災組織と連携し</u>、防火安全対策の推進と防火意識の啓発や情報発信に努め、火災予防に取り組みます。</p> <p>施策9 生活安全（略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通に関する記載を具体化</li> <li>・豪雨災害や事業者との協力体制について追加</li> <li>・今後必要となる各種計画等の継続的な更新について記載</li> <li>・市民防災組織の役割を踏まえ、よりわかりやすい表現に修正</li> </ul>	<p>人・暮らし・都市分科会</p>
<p>テーマ5 まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち（環境・景観）            四季の彩りに恵まれた自然や豊かな環境を将来の世代へ引き継いでいけるよう、<u>地球にやさしい取組、生活環境の保全、潤いと安らぎのあるまちづくり、循環型社会の形成に努めます</u>。            （後略）</p> <p>施策1 環境保全            良好で快適な環境の保全を図り、将来の世代へ引き継いでいける環境にやさしい社会の実現を目指します。            このため、一人ひとりの環境<u>保全の意識を高め</u>、公害の未然防止に努めるとともに、<u>地球温暖化対策やエネルギーの有効利用の推進など</u>環境負荷の低減を図りながら、豊かな自然と共生する環境づくりを進めます。</p> <p>施策2～4（略）</p>	<p>テーマ5 まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち（環境・景観）            四季の彩りに恵まれた自然や豊かな環境を将来の世代へ引き継いでいけるよう、<u>生活環境の保全や循環型社会の形成に向けた取組を行うとともに、自然環境との調和を図りながら、脱炭素に向けた取組を推進するなど、地球にやさしく、潤いと安らぎのあるまちづくりを進めます</u>。            （後略）</p> <p>施策1 環境保全            良好で快適な環境の保全を図りながら、<u>脱炭素に向けた取組を進め</u>、将来の世代へ引き継いでいける環境にやさしい社会の実現を目指します。            このため、一人ひとりの環境<u>に対する意識を高め</u>、公害の未然防止に努めるとともに、<u>省エネルギーへの取組や再生可能エネルギーの活用による地球温暖化対策を進めるなど</u>、環境負荷の低減を図りながら、豊かな自然と共生する環境づくりを進めます。</p> <p>施策2～4（略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脱炭素に関する方向性及び取組について追加</li> </ul>	<p>産業振興・環境分科会</p>
<p>テーマ6 生きがいにあふれ、人と文化を育むまち（生きがい・文化）（略）</p>	<p>テーマ6 生きがいにあふれ、人と文化を育むまち（生きがい・文化）（略）</p>		<p>人・暮らし・都市分科会</p>

現行基本構想	改訂案	改訂内容	所管分科会
<p>VI 市政運営の基本姿勢</p> <p>01 市民参加と協働によるまちづくりの推進 (前略) また、複雑・多様化している市民ニーズや地域が抱える課題に対応するためには、市民、議会及び市が、<u>それぞれの責任を自覚し</u>、主体的かつ自主的に役割を果たしながら、課題の解決に協働して取り組む必要があります。 (後略)</p> <p>02 持続可能な行財政運営の推進 (前略) また、ますます多様化する行政需要に対応するため、行政評価を通じて「何を行ったか」よりも「どのような効果がもたらされたか」という成果を重視した市政運営の推進を図るとともに、<u>人材育成と限られた「人財」を最大限に生かすための組織体制づくりを進めるほか、様々な分野で活用が期待されるICTなどの科学技術を適切に取り入れていくことにより</u>、効果的で効率的な行政運営に努めます。</p> <p>公共施設等については、利用実態や市民ニーズなどを勘案しながら複合化などによる施設総量の最適化や長寿命化を進め、安全で効率的な施設管理に努めます。</p> <p>03 広域連携の推進 (前略) このため、安定した住民サービスを確保し、効率的に提供できるよう、「北しりべし定住自立圏」を構成する町村のほか、後志圏や札幌圏の市町村と連携・協力した行政運営はもとより、市民交流や経済交流、公共施設の相互利活用など、行政区域を越えた幅広い広域的な連携を推進します。</p>	<p>VI 市政運営の基本姿勢</p> <p>01 市民参加と協働によるまちづくりの推進 (前略) また、複雑・多様化している市民ニーズや地域が抱える課題に対応するためには、市民、議会及び市が、<u>互いの役割や責務を理解し合い</u>、主体的かつ自主的に役割を果たしながら、課題の解決に協働して取り組む必要があります。 (後略)</p> <p>02 持続可能な行財政運営の推進 (前略) また、ますます多様化する行政需要に対応するため、行政評価を通じて「何を行ったか」よりも「どのような効果がもたらされたか」という成果を重視した市政運営の推進を図るとともに、<u>限られた人材を育成し、最大限に生かすための組織体制づくりを進めるほか、行政手続や業務の進め方などをデジタル化に合わせて変革していくデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進し</u>、効果的で効率的な行政運営に努めます。</p> <p>公共施設等については、利用実態や市民ニーズなどを勘案しながら複合化などによる施設総量の最適化や長寿命化を進めるとともに、<u>PPP/PFI手法の優先的検討を行うことにより</u>、安全で効率的な施設管理と良質な公共サービスの提供に努めます。</p> <p>03 広域連携の推進 (前略) このため、安定した住民サービスを確保し、効率的に提供できるよう、「北しりべし定住自立圏」及び「さっぽろ連携中枢都市圏」を構成する市町村のほか、後志圏の町村と連携・協力した行政運営はもとより、市民交流や経済交流、公共施設の相互利活用など、行政区域を越えた幅広い広域的な連携を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治基本条例に合わせた表現に修正</li> <li>・よりわかりやすい表現に修正</li> <li>・市政におけるDX推進及びPPP/PFI手法について追加</li> <li>・さっぽろ連携中枢都市圏について追加</li> </ul>	<p>総論分科会</p>

現行基本構想	改訂案	改訂内容	所管分科会
<p>Ⅶ 土地利用・地区別発展方向</p> <p>01 土地利用</p> <p>(1) 基本的な方針 (略)</p> <p>(2) 現状と課題</p> <p>本市の行政面積は、24,383ha (平成28年10月1日現在) で、このうち都市計画区域は13,923ha となっており、全市域における約57%を占めています。都市計画区域のうち市街化区域は4,301ha (約31%)、市街化調整区域は9,622ha (約69%) となっています。さらに、市街化区域を用途地域別に見ると、住居系が2,798ha (約65%)、商業系が208ha (約5%)、工業系が1,295ha (約30%) の土地利用となっています。</p> <p>(後略)</p> <p>(3) 利用区分と発展方向</p> <p>&lt;都市的利用&gt;</p> <p>住居系 (略)</p> <p>商業系 (前略)</p> <p>新幹線新駅周辺地域では、中心商業地への影響を考慮して、大規模な商業施設の立地など、新たな核の形成を抑制するとともに、現状の土地利用を基本としながら、無秩序な開発を抑制しつつ、地域の環境の向上に努めます。</p> <p>工業系 (前略)</p> <p>また、既に工場等が集積し住宅と共存する地区では、周辺環境との調和による良好な環境の維持に努めます。さらに、高速道路のインターチェンジ周辺などでは、周辺環境と調和を図りつつ、地域の特性を活かした土地利用に努めます。</p> <p>&lt;自然的利用&gt; (略)</p>	<p>Ⅶ 土地利用・地区別発展方向</p> <p>01 土地利用</p> <p>(1) 基本的な方針 (略)</p> <p>(2) 現状と課題</p> <p>本市の行政面積は、24,383ha (令和5年4月1日現在) で、このうち都市計画区域は13,960ha となっており、全市域における約57%を占めています。都市計画区域のうち市街化区域は4,288ha (約31%)、市街化調整区域は9,672ha (約69%) となっています。さらに、市街化区域を用途地域別に見ると、住居系が2,798ha (約65%)、商業系が208ha (約5%)、工業系が1,282ha (約30%) の土地利用となっています。</p> <p>(後略)</p> <p>(3) 利用区分と発展方向</p> <p>&lt;都市的利用&gt;</p> <p>住居系 (略)</p> <p>商業系 (前略)</p> <p>北海道新幹線新小樽(仮称)駅周辺地域では、中心商業地への影響を考慮して、大規模な商業施設の立地など、新たな核の形成を抑制するとともに、現状の土地利用を基本としながら、無秩序な開発を抑制しつつ、地域の環境の向上に努めます。</p> <p>工業系 (前略)</p> <p>また、既に工場等が集積し住宅と共存する地区では、周辺環境との調和による良好な環境の維持に努めます。さらに、新幹線新駅や高速道路のインターチェンジ周辺などでは、周辺環境と調和を図りつつ、地域の特性を生かした土地利用に努めます。</p> <p>&lt;自然的利用&gt; (略)</p>	<p>・直近公表状況に合わせた時点更新</p> <p>・字句修正 (新幹線新駅についてはここが初出であるため、省略せずに表記)</p> <p>・新幹線新駅について追加</p> <p>・字句修正</p>	<p>総論分科会</p>



現行基本構想	改訂案	改訂内容	所管分科会
<p>02 地区別発展方向</p> <p>(1) 地区区分 (略)</p> <p>(2) 地区の概況及び発展方向</p> <p>&lt;北西部地区&gt; (略)</p> <p>&lt;中部地区&gt;</p> <p>地区の概況 (前略)</p> <p>市街地は、小樽港から山手にかけてせりあがるようにして形成されており、平坦地は主に小樽港築臨港区周辺に集中しています。北海道経済の中心を担った明治後期から昭和初期の建造物が多く見られ、旧銀行建築や石造倉庫など歴史的建造物が特有の景観を形成しています。</p> <p>本市の商業、金融、観光を主体とするサービス業など第3次産業の中心地区で、特に小樽駅周辺を含む稲穂や花園などに商店街が集積しており、堺町や小樽運河周辺には、飲食店のほか観光関連の商業施設が集中し、多くの観光客でにぎわいを見せています。</p> <p><u>さらに、国道5号など幹線道路の沿線にも商店街が形成されているほか、築港には大型複合商業施設が立地しています。</u></p> <p>(後略)</p> <p>地区の発展方向 (前略)</p> <p><u>北海道新幹線新小樽(仮称)駅周辺</u>については、小樽の新たな玄関口として、新幹線整備効果を地域全体に生かすまちづくりを進めます。</p> <p>●中心市街地のにぎわいづくり</p> <p>中心市街地の活性化のため、小樽駅周辺の再開発や第3号埠頭(ふ)頭などの面的整備を促進し、土地の高度利用を図るとともに、都市機能や生活関連施設の集中する商業地区としての利便性や快適性の向上、空き店舗の有効活用に努めます。</p> <p>(後略)</p> <p>●都市景観の保全と観光への活用</p> <p>小樽運河、旧国鉄手宮線などの産業遺産や歴史的建造物などの地域資源とこれらがつくり出す本市特有の都市景観を保全し、日本遺産認定へ向けた取組を進めるなど、観光拠点としての魅力づくりに努めます。</p> <p>(後略)</p> <p>●良好な住環境づくり (略)</p> <p>●交通・物流拠点の形成 (略)</p> <p>&lt;東南部地区&gt; (略)</p>	<p>02 地区別発展方向</p> <p>(1) 地区区分 (略)</p> <p>(2) 地区の概況及び発展方向</p> <p>&lt;北西部地区&gt; (略)</p> <p>&lt;中部地区&gt;</p> <p>地区の概況 (前略)</p> <p>市街地は、小樽港から山手にかけてせりあがるようにして形成されており、平坦地は主に小樽港臨港地区周辺に集中しています。北海道経済の中心を担った明治後期から昭和初期の建造物が多く見られ、旧銀行建築や石造倉庫など歴史的建造物が特有の景観を形成しています。</p> <p>本市の商業、金融、観光を主体とするサービス業など第3次産業の中心地区で、小樽駅周辺を含む稲穂や花園などに商店街が集積し、築港には大型複合商業施設が立地しています。さらに、堺町や小樽運河周辺には、飲食店のほか観光関連の商業施設が集中し、多くの観光客でにぎわいを見せています。</p> <p>(後略)</p> <p>地区の発展方向 (前略)</p> <p><u>新幹線新駅周辺地域</u>については、小樽の新たな玄関口として、新幹線整備効果を地域全体に生かすまちづくりを進めます。</p> <p>●中心市街地のにぎわいづくり</p> <p>中心市街地の活性化のため、小樽駅周辺の再開発や第3号埠頭(ふ)頭などの面的整備を促進し、土地の高度利用を図るとともに、都市機能や生活関連施設の集中する商業地区としての利便性や快適性の向上、空き店舗の有効活用に努めます。</p> <p>(後略)</p> <p>●都市景観の保全と観光への活用</p> <p>小樽運河、旧国鉄手宮線などの産業遺産や歴史的建造物などの地域資源とこれらがつくり出す本市特有の都市景観を保全し、日本遺産の取組を進めるなど、観光拠点としての魅力づくりに努めます。</p> <p>(後略)</p> <p>●良好な住環境づくり (略)</p> <p>●交通・物流拠点の形成 (略)</p> <p>&lt;東南部地区&gt; (略)</p>	<p>・字句修正</p> <p>・商業関係と観光関係とに文章をまとめ直し、整理</p> <p>・字句修正</p> <p>・字句修正</p> <p>・認定へ向けた取組が令和5年度で終了することを踏まえ、表現を修正</p>	<p>総論分科会</p>